

契 約 一 覧 表(随意契約)

平成25年4月分

件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
		円		円				
NHK放送受信料	H25.4.1	1,722,860	随意	1,722,860	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区神南2-2-1NHK放送センター15F NHK営業サービス株式会社	
判例秘書DVD貸借契約	H25.4.1	29,502,900	随意	29,502,900	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区南青山2-6-18 株式会社エル・アイ・シー	
業務管理システム及び債権管理システムに係るアプリケーション保守業務委託契約	H25.4.1	7,748,664	随意	7,748,664	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1丁目32番2号 富士通株式会社	
北千住指定相談所事務委託費	H25.4.1	1,080,000	随意	1,080,000	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	東京都千代田区霞が関1丁目1番3号 弁護士会館6階 東京弁護士会	
渋谷指定相談所事務委託費	H25.4.1	1,575,000	随意	1,575,000	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	東京都千代田区霞が関1丁目1番3号 弁護士会館11階～13階 第一東京弁護士会	
情報システム運用保守作業業務委託	H25.4.1	15,120,000	随意	15,120,000	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20 豊洲フロント SCSK株式会社	
岐阜地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H25.4.1	1,357,200	随意	1,357,200	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	岐阜県岐阜市金町6丁目6 ニッセイ岐阜ビル3階 積和不動産中部株式会社	
神奈川地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H25.4.1	1,715,200	随意	1,715,200	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	神奈川県横浜市鶴見区本町通3丁目1番6-6 有限会社三木屋企業	
長野地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H25.4.1	1,004,080	随意	1,004,080	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
仙台コールセンターシステム(電話基盤・CRMシステム)に係るアプリケーション保守業務委託契約	H25.4.1	20,241,522	随意	20,426,700	99.10%	会計規程第18条第1項第1号	東京都文京区後楽1-7-27後楽鹿島ビル 株式会社富士通マーケティング	
仙台コールセンターシステム(電話基盤)関連機器及びソフトウェアに係る保守業務委託契約	H25.4.1	17,596,278	随意	19,857,600	88.61%	会計規程第18条第1項第1号	東京都文京区後楽1-7-27後楽鹿島ビル 株式会社富士通マーケティング	
合 計		98,663,704						

○会計規程

(契約の方法)

第15条 売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより競争に付きなければならない。

2 競争に加わろうとする者に必要な資格及び競争について必要な事項は、別に定める。

(入札の原則)

第16条 前条による競争は、入札の方法をもって行わなければならない。

(指名競争)

第17条 第15条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、指名競争に付する。

- (1) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争による必要がないとき。
- (2) 一般競争によることが不利と認められるとき。
- (3) その他事業運営上特に必要があるとき。

(随意契約)

第18条 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約による。

- (1) 契約の性質又は目的が競争に適しないとき。
  - (2) 緊急の必要により競争入札によることができないとき。
  - (3) 競争入札によることが不利と認められるとき。
- 2 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約によることができる。
- (1) 契約の予定価格が少額であるとき。
  - (2) その他事業運営上特に必要があるとき。

○契約事務取扱細則

(随意契約によることができる場合)

第23条 規程第18条第2項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1)～(6)省略
- 2 規程第18条第2項第2号の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。
  - (1) 外国で契約をする場合
  - (2) 国、地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人と契約をする場合
  - (3) 競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいない場合
  - (4) 落札者が契約を結ばない場合

(随意契約の公表)

第25条 次の各号に該当する随意契約については、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表するものとする。

- (1) 予定価格が250万円を超える工事又は製造
- (2) 予定価格が160万円を超える財産の買入れ
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入れ
- (4) 予定価格が100万円を超える役務
- (5) 前各号に準じて、理事長が特に必要があると認めたもの